

平成30年度第2回「登録タイル張り基幹技能者講習」案内

1. 開催日 平成30年10月13日(土)～14日(日) [2日間]
講習 11時間30分 試験 1時間
初日 受付 8:30～ 8:50
諸説明 8:50～ 9:00
講習 9:00～17:00
2日目 受付 8:30～ 8:50
講習 9:00～15:20
試験 15:40～16:40
2. 開催地 近畿地区 京都市
3. 会場 京都工業会館 3F 第二教室委
京都市右京区西京極豆田町2番地
TEL075-313-0751
4. 受講申請期間 平成30年7月1日～9月14日到着分
※ただし定員になりしだい締め切ります。
5. 募集定員 30名
6. 受講料 ￥43,200円 (消費税込み)
7. 受講資格要件 下記要件を全て満たしていること。
 - ① 1級タイル張り技能士であること
 - ② タイル張り工事の実務経験が10年以上有る者(注 入職歴ではありません)
 - ③ 職長教育修了者で②の実務経験のうち、職長としての実務経験が3年以上有る者(※職長教育とは、労働安全衛生法第60条に基づく講習であり、職長教育修了証取得後の経験年数)
8. その他
 - * **受講資格審査** 申込受付後、受講資格審査を随時行います。
受講資格審査において、事務局より問い合わせをさせて頂く場合もありますのでご承知置き下さい。審査結果については文書で通知いたします。
 - * **昼食について** 2日間当方でお弁当を準備します。
 - * **宿泊について** 宿泊が必要な方は各自でご対応下さい。
 - * **駐車場について** 会場周辺の有料駐車場をご利用下さい。

申込方法

受講申込をされる方は、下記書類を当工業会に提出下さい。

1. 必要書類

1	受講申込書	様式1(一社)日夕煉指定の申込書 証明写真・受講料振込領収書の写しを添付
2	実務・職長経験証明書	様式2-1(一社)日夕煉指定の証明書 受講者氏名等及び実務経験等必要事項を記入、所属会社等の証明と押印 様式2-2(一社)日夕煉指定の証明書 実務経験・職長経験等の具体的内容を記入 ※ 具体的内容とは、工事名、施工期間等です。 ※ 受講者が事業主の場合は、誓約書欄に書名・押印のこと(必須)
3	住民票	抄本 申請日から2ヶ月以内の
4	資格証明書類 (A4版)	① 1級タイル張り技能検定合格証書の写し ② 職長教育修了証(労働安全衛生法60条)の写し ※修了証交付年月日が3年以上前であるか確認下さい。 交付年月日が3年に満たないものは不可 ※平成18年の法改正以前のものでも可
5	顔写真	申請者本人の証明写真 縦4cm×横3cmを2枚 (写真は上半身、無帽、無背景、申請日から3ヶ月以内に撮影したもの、裏面に所属会社、氏名を記入) * 受講申込書に1枚張り付け * 受講申込書に1枚クリップ止め

2. 申込書、実務・職長経験証明書の入手方法

- ① 工業会ホームページからダウンロード
- ② 工業会事務局へ申込

3. 申込方法

A4サイズの書類が折らずに入る封筒に入れ、封筒表面に「登録タイル張り
基幹技能者講習申込書 在中」と明記し、必ず配達記録が残る方法(簡易
書留・宅配等)でご郵送下さい。

4. 受講料振込先

三井住友銀行 飯田橋支店 普通 6977828
(一社)日本タイル煉瓦工事工業会

5. 受講資格審査及び受講票の送付及び受講要件不適合者への対応

① 受講審査	受講申込をされた方については、ご提出いただいた申請書類により受講資格要件の有無について審査を行います。
② 受講申請の受理及び受講票の送付	受講審査の結果、受講資格要件を満たすと認められた受講申込者については、受講申請を受理し、受講票を送付します。(講習会開催日の2週間程前までに送付)
③ 受講申請の不受理	受講審査の結果、受講資格要件を満たさないと判断された場合は、受講出来ません。
④ 受講資格不適合者への対応	受講が認められなかった方には、その旨を通知し、申込関係書類及び受講料から審査手数料(¥3,240円税込み)と振込手数料を差し引いた額を返却いたします。
⑤ その他	申請書類に不備がある場合、受講出来ない場合があります。受講票が期日までに届かない場合や紛失した場合は事務局までご連絡下さい。

* 登録タイル張り基幹技能者講習の詳細は受講要領案内を参照下さい。

注 受講申請される方は必ずお読み下さい。

(日夕煉ホームページからダウンロードできます。)

(一社) 日夕煉ホームページ URL <http://www.nittaren.or.jp>

6. 助成金について

本講習は、厚生労働省の「建設労働者確保育成助成金」の「技能実習コース」の「経費助成(受講料)」と「賃金助成」の対象となっています。受講料は8割、賃金は一人1日8,000円が助成されます。助成対象は中小事業主で雇用保険等の加入が条件となり、平成27年10月以降は事前申請(計画届けの提出：講習開催日の1ヵ月前まで)が必要となりましたので御注意下さい。本申請は受講後2ヵ月以内です。

申請書の実施機関証明は当工業会が行います。詳細は都道府県労働局又はハローワークにお問い合わせ下さい。

【お問合せ先・受講申込先】登録タイル張り基幹技能者講習事務局

(一社)日本タイル煉瓦工事工業会

担当 増田・森本

〒162-0843

東京都新宿区市谷田町2-29 こくほ21 5階

TEL 03-3260-9023 FAX 03-3260-9024

E-mail/nittaren@mvi.biglobe.ne.jp